

神山町地域防災計画改定業務委託仕様書

第1章 総則

1. 業務の目的

本業務は、災害対策基本法に基づき策定された神山町地域防災計画について、国及び徳島県の防災施策の動向並びに関連する各種計画との整合を図りつつ、近年発生した大規模災害（令和元年房総半島台風・東日本台風、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震等）において顕在化した課題を踏まえ、計画内容の見直し及び充実を図ることを目的とする。

特に、神山町の地形的・社会的特性を踏まえた地震災害、風水害、土砂災害等の想定に加え、徳島県が新たに公表している中小河川洪水浸水想定区域の内容を反映するなど、実効性の高い防災・減災対策を整理するものとする。

2. 業務対象範囲

神山町内全域

3. 履行機関

本業務の履行機関は、契約締結の日より令和9年3月19日までとする。

4. 準拠すべき法令、基準等

本業務は、本仕様書のほかに、下記に準拠し実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 河川法
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (6) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- (7) 防災基本計画（令和8年7月、中央防災会議）
- (8) 徳島県地域防災計画（令和8年3月、徳島県防災会議）
- (9) 神山町地域防災計画（令和6年5月、神山町防災会議）
- (10) 神山町災害廃棄物処理計画（令和6年3月、神山町）
- (11) 避難情報に関するガイドライン（令和8年3月、内閣府）
- (12) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月、内閣府）
- (13) 避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（令和6年12月、内閣府）

- (14) 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和6年12月、内閣府）
- (15) 在宅・車中泊避難者等の支援の手引き（令和6年6月、内閣府）
- (16) 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月、内閣府）
- (17) 南海トラフ地震等に対応した備蓄方針（徳島県災害時相互応援連絡協議会）
- (18) その他関係法令および通達等

5. 疑義

本仕様書に明示していない事項、あるいは作業過程において、疑義が生じた場合は、受託者は速やかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。

6. 提出書類

受託者は、本業務の着手にあたり、次に掲げる書類を提出し、委託者の承認を受けなければならない。また、承認された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 管理技術者等届（経歴書含む）

7. 貸与資料

本業務において委託者から貸与される資料等について、受託者は必ず借用書を提出し、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。なお、電子データに関して、受託者の記録媒体に保存されている場合は、業務完了後に確実に消去するものとする。

8. 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。なお、打合せ事項については、その都度打合せ記録簿を作成し、委託者に提出するものとする。

9. 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を報告し、指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、受託者が負うものとする。

10. 個人情報及び守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。本

業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、委託者の了解なく外部に開示してはならない。

11. 費用負担

本業務を遂行する上で必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

12. 成果品の帰属

本業務における成果品は、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用してはならない。

第2章 業務内容

1. 業務実施項目

本業務における業務実施項目は次のとおりとする。

- (1) 計画準備・資料収集
- (2) 地域防災計画改定方針の検討
- (3) 地域防災計画改定素案の作成
- (4) 関係機関との調整支援
- (5) 神山町防災会議への対応
- (6) 打合せ協議
- (7) 成果品作成

2. 業務実施内容

(1) 計画準備・資料収集

① 計画準備

本業務の実施にあたっての業務体制、作業工程、スケジュールを整理した業務実施計画書を作成し、町の承認を得ること。

② 資料及び情報の収集・整理

本業務に必要となる基礎資料として、県・町の地域防災計画、国や県が指定している災害危険区域データ、最新の地震被害想定、町の既往施策、各種既存マニュアル類、最新の組織体制・連絡系統、災害協定等の締結状況、その他災害対応のガイドライン等、最新の防災に関する情報を収集し整理する。

(2) 地域防災計画改定方針の検討

現行の地域防災計画に対して、最新の法制度や国、県の方針及び計画、近年の大規模

災害における知見等を踏まえ、計画に盛り込むべき項目と修正内容を整理し、計画の構成及び改定方針を検討すること。

なお、計画の構成及び改定方針の検討に際して、次の事項に留意しながら、委託者と協議の上、決定するものとする。

- ・ 災害対策基本法や国の防災基本計画及び県の地域防災計画等の修正内容を反映すること。
- ・ 町の最新の組織体制、職員配置状況を基に、災害対策本部の組織体制、平時及び発災時の業務役割分担の見直しを検討すること。
- ・ 南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しを踏まえた改定を行うこと。
- ・ 新たな防災気象情報の運用開始に伴う関係箇所の見直しを行うこと。
- ・ 近年の避難所の生活環境改善に関する取組や在宅・車中泊避難者等の対応について盛り込むこと。
- ・ 中小河川洪水浸水想定区域を踏まえた避難、情報伝達等の見直しを行うこと。
- ・ 防災関係機関や庁内各課の最新の取組の内容を反映すること。
- ・ その他、「発注者」の意向に応じて改定事項を検討・反映すること。

(3) 地域防災計画改定素案の作成

前述の検討結果を踏まえ、神山町地域防災計画の改定素案を作成すること。改定素案作成後、委託者と協議を行い、必要に応じて修正し、事務局案として取りまとめる。

また、改定を行った主な項目の概要表及び修正箇所の新旧対照表を作成すること。

(4) 関係機関との調整

改定素案に対する庁内各課及び徳島県、防災関係機関（防災会議委員）等への意見照会に係る資料の作成を支援し、その結果や指摘事項を基に、改定素案の修正を行うこと。

(5) 神山町防災会議への対応

地域防災計画の改定を議題とした防災会議開催にあたり、会議を円滑に進めるため、会議資料の作成、会議への出席（記録、説明及び質疑応答の補助を含む。）、議事録の作成を行うこと。また、審議の結果を随時反映すること。

(6) 打合せ協議

打合せ回数は、4回（業務着手時、中間2回、成果品提出時）を基本とする。なお、業務を円滑に実施するため、委託者と密接な連絡を取り、その内容についてはその都度記録簿に記録し、相互に確認する。必要に応じて追加協議に対応すること。

(7) 成果品の作成

本業務の成果品は次のとおりとする。計画本編・資料編とあわせて、計画の内容を簡潔に取りまとめた、地域防災計画概要版（A4版、数枚程度）も作成すること。

- | | |
|----------------|------------------------|
| ・ 神山町地域防災計画 | 2 部（A4 判パイプファイル） |
| ・ 神山町地域防災計画概要版 | 5 部（A4 判レール式ファイル等） |
| ・ 業務報告書 | 1 部（A4 判パイプファイル） |
| ・ 上記電子データ一式 | 2 部（CD-R）※編集可能形式及び PDF |